

# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 第1 都道府県による埋却等のための土地の準備

都道府県知事は、家畜の所有者が行う埋却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、補完的に提供する土地の準備を行うよう努めなければならないこととする。  
(第21条第6項関係)

## 第2 施行期日の見直し

法律の施行期日を「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること。ただし、新たに義務を課す規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」から、これらの規定以外の規定で政省令の制定又は改正を伴わないものについては「公布の日」から、それぞれ施行することとする。

(附則第1条関係)

## 第3 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。